

2023（令和5）年度  
公募制入試  
卒業生子女・弟妹入試  
[法学部]  
小論文問題

注意

- 1 開始の合図があるまでは、開かないこと。試験時間は六〇分である。
- 2 黒色鉛筆を使用すること。
- 3 解答用紙の所定欄に、氏名・受験番号を記入すること。
- 4 縦書きにすること。
- 5 下書きには、この用紙の余白を使用すること。
- 6 書き損じても、解答用紙は再交付しない。
- 7 この用紙は、試験終了後に回収しない。

解答要領

解答は問題文中の設問の指示に従って、解答欄に適切に書くこと。  
なお、句読点・かっこなども字数に加える。また、段落の初めの空きや、段落の終わりの行にできた空きも、書いてあるものとみなし、字数に加える。

以下の「社説」を読んで、設問に答えなさい。

侮辱罪に懲役刑を科せるようにすることを盛りこんだ政府提出の刑法改正案が、衆院法務委員会で審議されている。<sup>①</sup>

SNSを使って人をおとしめる行為が後を絶たない。心身を傷つけるだけでなく、後難を恐れ、社会に向けて意見を述べたり行動したりするのをためらう風潮さえ生まれている。<sup>②</sup> 対策が急務なのは間違いない。

一方で侮辱と正当な批判との線引きは容易でなく、厳罰化は表現行為全般を萎縮させる恐れをほらむ。<sup>③</sup> 野党は対案を提出しており、慎重な検討が必要だ。

侮辱罪は、事実を示さなくても公然と人を侮辱すれば成立する。毎年数十人が処罰され、罰は法定刑の上限に近い9千円の科料に集中する。そこで「1年以下の懲役・禁錮、30万円以下の罰金」も選択できるようにしようというのが政府案だ。

刑法には別途、事実を示して名誉を毀損（きそん）する行為を罰する条文がある。3年以下の懲役と重いのが、公益を図る目的があり、内容が真実ならば免責するという特例がある。政治家や公務員に関する批判的な言論についても同様の保護がある。しかし侮辱罪にはこうした規定がなく、危うさがつきまとう。

また、懲役刑が科されるようになれば、刑事訴訟法の定めにより、逮捕して取り調べるのがやりやすくなる。このため国会審議では捜査のあり方も論点になっているが、二之湯智・国家公安委員長は「不当な弾圧はない」と述べるだけで、議論は深まっていない。

このまま政府案を成立させるわけにはいかない。国連の委員会も、表現行為に自由を拘束する刑を科すことに否定的な見解を示している。<sup>a</sup> こくさいちようりゆうも見すえ、罰金刑までを導入することとし、その後の運用を見るべきではないか。

立憲民主党の対案は、侮辱罪はそのままにして、「人格に対する加害の目的で誹謗（ひぼう）・中傷した者」を罰する規定を新設するものだ。「死ねばいい」といった言葉は相手に深刻なダメージを与えるが、侮辱罪に当たるとは限らない。ネット空間の言説や被害者の思いを踏まえた提案であり、検討に値しよう。

民事手続きによって、确实・迅速に被害の救済を図る仕組みの確立も求められる。

近年の法改正で、発信者を特定して賠償を求めることは以前より容易になった。だが費用も手間もかかり、なお「救済」には遠いとの指摘がある。

匿名でも人を傷つける言動をすれば民事上の制裁を受けるといふ実例を重ね、広く認識されることが、よくし**こ**うかにもなる。表現の自由との両立を常に頭に置きながら、工夫を重ねたい。

(2022年5月8日 朝日新聞 朝刊「社説」)

朝日新聞社に無断で転載すること禁ずる (承認番号 23-0383)

#### 設問

1. この「社説」に適切なタイトルを15字以内でつけなさい。
2. 傍線部 a 及び b を漢字で書きなさい。
3. 傍線部①の内容は、現在の侮辱罪に定められている科料に加えて、他に三つの刑も選択できるように導入するといふものです。この社説では、これら三つの刑の二つについては、その導入に反対し、他の一つについては、その導入に反対していません。このうち、導入に反対していない刑を漢字3字で文中から抜き出して示しなさい。
4. 傍線部②について、この社説では、刑法の改正以外の対策として、他の制度の充実についても述べられています。その内容を30字で文中から抜き出し、その最初の9字を示しなさい。
5. 傍線部③について、この社説で引用されている野党の対案の内容を、文中から50字で抜き出し、その最後の10字を示しなさい。
6. この「社説」の内容をふまえて、あなたの考えを501字以上600字以内で示しなさい。